

○簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）による廃止前）（抄）

（政府保証）

第三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、簡易生命保険契約（以下「保険契約」という。）に基づく保険金、年金等の支払に係る公社の債務を保証する。

○保険法（平成二十年法律第五十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一・二 省略
- 三 保険契約者 保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいう。
- 四・九 省略

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第二条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2～4 省略

○信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）

(免許)

第三条 信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

(免許)

第五十三条 第三条の規定にかかわらず、外国信託業者は、当該外国信託業者が国内における信託業の本拠として設ける一の支店（以下「主たる支店」という。）について内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該主たる支店及び当該外国信託業者が国内において設ける他の支店において信託業を営むことができる。

259 省略

## ○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

（兼営の認可）

第一条 銀行その他の金融機関（政令で定めるものに限る。以下「金融機関」という。）は、他の法律の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業及び次に掲げる業務（政令で定めるものを除く。以下「信託業務」という。）を営むことができる。

### 一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業

二 信託受益権売買等業務（信託受益権の売買等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条の五第一項に規定する信託受益権の売買等をいう。）を行う業務をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）

三 財産の管理（受託する信託財産と同じ種類の財産について、次項の信託業務の種類及び方法に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）

### 四 財産に関する遺言の執行

### 五 会計の検査

六 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介

七 次に掲げる事項に関する代理事務

イ 第三号に掲げる財産の管理

ロ 財産の整理又は清算

ハ 債権の取立て

## 二 債務の履行

2・3 省略

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

### （組合契約）

第六百六十七条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによつて、その効力を生ずる。  
2省略

### （組合財産の共有）

第六百六十八条 各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する。

○電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）（抄）

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～八 省略  
九 電気事業 一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業及び特定規模電気事業をいう。  
十～十六 省略  
2・3 省略

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

### （定義）

第四条 省略

2 この法律において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。  
3～5 省略

(適用事業)

第五条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 省 略

(教育訓練給付金)

第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合（当該教育訓練を行つた指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされた場合に限る。）において、支給要件期間が三年以上であるときにつき、支給する。

一 当該教育訓練を開始した日（以下この条において「基準日」という。）に被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。次号において「一般被保険者」という。）である者

二 省 略

2 ～ 5 省 略

○船舶法（明治三十二年法律第四十六号）（抄）

第一条 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス

一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶

二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶

三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

四 前号ニ掲タル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）

(用語の意義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省 略

三 重度身体障害者 身体障害者のうち、身体障害の程度が重い者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

四 省 略

五 重度知的障害者 知的障害者のうち、知的障害の程度が重い者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。  
六 精神障害者 障害者のうち、精神障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

七 省 略

(一般事業主の雇用義務等)

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第十四条第十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

2 省 略

3 第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定に当たつては、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者をいう。以下同じ。）は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

4 省 略

5 第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び第二項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定に当たつては、第三項の規定にかかわらず、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

6 ～ 8 省 略

(雇用義務等に係る規定の精神障害者である労働者についての適用に関する特例)

第七十一条 第四十三条第一項の場合において、当該事業主が精神障害者である労働者を雇用しているときにおける同項の規定の適用については、当該雇用関係の変動がある時に、当該事業主が身体障害者又は知的障害者である労働者以外の労働者に替えて当該精神障害者である労働者の数に相当する数（精神障害者である短時間労働者にあつては、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数に相当する数）の身体障害者又は知的障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）

（精神障害者保健福祉手帳）

第四十五条 省 略

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。

3～6 省 略

○次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（一般事業主行動計画の策定等）

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二・三 省 略

3～6 省 略

（基準に適合する一般事業主の認定）

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

○高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）による改正後）（抄）

（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録）

第五条 高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下単に「有料老人ホーム」という。）であつて居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者（国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件に該当する者をいう。以下この章において同じ。）を入居させ、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下同じ。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下同じ。）その他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業（以下「サービス付き高齢者向け住宅事業」という。）を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホーム（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。

2～4 省 略

○特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（抄）

（定義）

第二条 省 略  
2 省 略

3 この法律において「研究開発事業」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術（以下の項において「高度技術」という。）の研究開発を行う事業（当該高度技術を用いて製品又は役務を開発する事業を含む。）のうち、新たな事業の創出及び就業の機会

の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。

4 この法律において「統括事業」とは、二以上の法人（これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国等の数が二以上であるものに限る。）のそれぞれの総株主等の議決権の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、当該二以上の法人に対する出資その他の当該方針の実施を確保する事業その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定めるものをいう。

## 5 省 略

### （研究開発事業計画の認定）

第四条 我が国において新たに研究開発事業を行うため、当該研究開発事業を行う国内関係会社を設立しようとする特定多国籍企業（その子法人等（当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する法人として主務省令で定める法人をいう。第六条第一項において同じ。）が既に我が国において当該研究開発事業を行つている場合における当該特定多国籍企業を除く。）は、当該研究開発事業に関する計画（以下「研究開発事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

## 2・3 省 略

### （研究開発事業計画の変更等）

第五条 前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る研究開発事業計画に従つて設立された国内関係会社を含む。以下「認定研究開発事業者」という。）は、当該認定に係る研究開発事業計画を変更しようとするとときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定研究開発事業者が前条第一項の認定に係る研究開発事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発事業計画」という。）に従つて研究開発事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定研究開発事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定研究開発事業者に対して、当該認定研究開発事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

## 4 省 略

### （統括事業計画の認定）

第六条 我が国において新たに統括事業を行うため、当該統括事業を行う国内関係会社を設立しようとする特定多国籍企業（その子法

人等が既に我が国において当該統括事業を行つてゐる場合における当該特定多国籍企業を除く。）は、当該統括事業に関する計画（以下「統括事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その統括事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

## 2・3 省略

### （統括事業計画の変更等）

第七条 前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る統括事業計画に従つて設立された国内関係会社を含む。以下「認定統括事業者」という。）は、当該認定に係る統括事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

- 2 主務大臣は、認定統括事業者が前条第一項の認定に係る統括事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定統括事業計画」という。）に従つて統括事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 主務大臣は、認定統括事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定統括事業者に対しても、当該認定統括事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

## 4 省略

### （課税の特例）

第十一条 認定研究開発事業者（第四条第三項第五号に適合するものとして研究開発事業計画の認定を受けた者が認定研究開発事業計画に従つて設立した国内関係会社に限る。次項において同じ。）又は認定統括事業者（第六条第三項第五号に適合するものとして統括事業計画の認定を受けた者が認定統括事業計画に従つて設立した国内関係会社に限る。次項において同じ。）の当該認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従つて行う研究開発事業又は統括事業に係る所得については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

- 2 認定研究開発事業者又は認定統括事業者の取締役、執行役又は使用人である個人が、外国法人（当該認定研究開発事業者又は認定統括事業者を当該外国法人の子会社等（当該外国法人がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該外国法人と密接な関係を有する国内の会社として主務省令で定める会社をいう。）とするものに限る。以下この項において同じ。）から与えられた新株予約権の行使により当該外国法人の株式の取得をした場合における当該株式の取得に係る経済的利益については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

## ○総合特別区域法案（抄）

(定義)

第二条 この法律において「総合特別区域」とは、国際戦略総合特別区域（第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域をいう。次項第五号イ及び第七条第二項第三号において同じ。）及び地域活性化総合特別区域（第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域をいう。第三項及び第七条第二項第三号において同じ。）をいう。

2 この法律において「特定国際戦略事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一・四 省 略

五 次に掲げる事業であつて市町村（特別区を含む。以下同じ。）により行われるもの

イ 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この号及び次項第五号において同じ。）が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業（国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。口において同じ。）の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う当該中小企業者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

口 省 略

3 この法律において「特定地域活性化事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一・四 省 略

五 次に掲げる事業であつて市町村により行われるもの

イ 中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業（地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。口において同じ。）の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う当該中小企業者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

口 省 略

4・5 省 略

第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号イ又は口に掲げる事業を実施する法人（内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体（内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。）であつて、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機

械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

## 2・5 省略

第二十七条 専ら国際戦略総合特別区域内において認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号ロに掲げる事業を実施する法人であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（当該国際戦略総合特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するものに限る。以下この条において「指定特定事業法人」という。）の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

### 一 第八条第一項の規定による当該国際戦略総合特別区域の指定の日以後に設立された法人

二 前号に掲げるもののほか、当該認定国際戦略総合特別区域計画の認定の日以後に、当該認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号ロに掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した法人

## 2 省略

3 認定地方公共団体は、指定特定事業法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

## 4・5 省略

第五十五条 認定地域活性化総合特別区域計画に定められている第二条第三項第二号に掲げる事業を実施する株式会社（内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体（内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下同じ。）が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

## 2・5 省略

# ○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

## （区域区分）

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域

二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2・3 省略

## ○近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百一十九号）（抄）

（定義）

第一条 省略

2・4 省略

5 この法律で「都市開発区域」とは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち第十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

6 省略

## ○中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）（抄）

（定義）

第一条 省略

2・3 省略

4 この法律で「都市開発区域」とは、都市整備区域以外の中圏の地域のうち第十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

5 省略

## ○金融商品取引法（昭和二十二年法律第二十五号）（抄）

## (定義)

### 第一条 省略

3 この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるもの（次項において「取得勧誘類似行為」という。）を含む。以下「取得勧誘」という。）のうち、当該取得勧誘が第一項に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利若しくは特定電子記録債権（次項及び第六項、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第四項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧説が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次項、次条第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第四項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第三号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一 多数の者（適格機関投資家（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者をいう。以下同じ。）が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれがないものとして政令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）を相手方として行う場合として政令で定める場合（特定投資家のみを相手方とする場合を除く。）

#### 二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されのおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するとき（イに掲げる場合を除く。）。

- (1) 当該取得勧説の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等（第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次項、第四条第一項第四号及び第三項、第二十七条の三十二の二並びに第二十七条の三十四の二において同じ。）が顧客からの委託により又は自己のために当該取得勧説を行うこと。
- (2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等（特定投資家又は非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、政令で定める者に限る。）をいう。以下同じ。）以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合（当該有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び勧説の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないもの

として政令で定める場合

三 その取得勧誘に応じることにより相当程度多数の者が当該取得勧誘に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合

4～7 省 略

8 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。

一・二 省 略

三 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ 省 略

ロ 外国金融商品市場（取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

四～十八 省 略

9～15 省 略

16 この法律において「金融商品取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人又は株式会社をいう。

17～20 省 略

21 この法律において「市場デリバティブ取引」とは、金融商品市場において、金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う次に掲げる取引をいう。

一・二 省 略

三 当事者の方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の方に付与し、当事者の方がこれに対しても対価を支払うことを約する取引

イ 金融商品の売買（第一号に掲げる取引を除く。）

ロ 前二号及び次号から第六号までに掲げる取引（前号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。）

四 当事者が元本として定めた金額について当事者の方が相手方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号に掲げるものを除く。）

) の利率等 (利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。) 又は金融指標 (金融商品 (同号に掲げるものを除く。) の利率等及びこれに基づいて算出した数値を除く。以下この号及び次項第五号において同じ。) の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の方と取り決めた金融商品 (第二十四項第三号に掲げるものを除く。) の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引 (これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。)

五 当事者の一方が金銭を支払い、これに対しても当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引 (当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権 (金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。) を移転することを約するものを含み、前三号に掲げるものを除く。)

イ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの

ロ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの (イに掲げるものを除く。)

六 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

この法律において「店頭デリバティブ取引」とは、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う次に掲げる取引 (その内容等を勘案し、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。) をいう。

一 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品 (第二十四項第五号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。) 及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつてはいる金融商品の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 約定数値と現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

イ 金融商品の売買 (第一号に掲げる取引を除く。)

ロ 前二号及び第五号から第七号までに掲げる取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標としてあらかじめ約定する数値と現に当該

意思表示を行つた時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似

## する取引

五 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（同号に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引

六 当事者の一方が金銭を支払い、これに対しても当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことと約する取引（当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権（金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。）を移転することと約するものを含み、第二号から前号までに掲げるものを除く。）又はこれに類似する取引

イ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの

ロ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの（イに掲げるものを除く。）

七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引

## 省 略

24 23

この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

### 一 有価証券

二 預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書であつて政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

### 三 通貨

四 前三号に掲げるもののほか、同一の種類のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であつて、当該資産に係るデリバティブ

取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む。）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品を除く。）

五 第一号若しくは第二号に掲げるもののうち内閣府令で定めるものについて、金融商品取引所が、市場デリバティブ取引を円滑化するため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定した標準物

○商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）

（定義）

第二条 省略

2 13

14 この法律において「店頭商品デリバティブ取引」とは、商品市場及び外国商品市場によらないで行われる次に掲げる取引（第三百三十一条各号に掲げる施設における取引を除く。）をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつてゐる商品の売戻し又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 約定価格と現実価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三 約定数値と現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

四 当当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 第二号に掲げる取引

ハ 前号に掲げる取引

二 第六号に掲げる取引

五 当当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の商品の価格としてあらかじめ約定する価格（一の商品の価格の水準を表す数値その他の一の商品の価格に基づいて算出される数値を含む。以下この号において同じ。）若しくは商品指数としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行つた時期における現実の当該商品の価格若しくは当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができるとする権利を相手方が当事者の方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うこととする取引又はこれに類似する取引

六・七 省略

15 29 省略

○特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 省 略

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。（私立専修学校等）

第六十四条 省 略

2・3 省 略

4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

5～7 省 略

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（抄）

（診断及び指導）

第七条 経済産業大臣は、新規中小企業者である会社であつてその事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するもの（次条において「特定新規中小企業者」という。）に対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。

○保険業法（平成七年法律第二百五号）（抄）

（定義）

第二条 省略

2 省略

3 この法律において「生命保険会社」とは、保険会社のうち第三条第四項の生命保険業免許を受けた者をいう。

4～7 省略

8 この法律において「外国生命保険会社等」とは、外国保険会社等のうち第八十五条第四項の外国生命保険業免許を受けた者をいう。

9～42 省略

○社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）

（権利の帰属）

第六十六条 次に掲げる社債で振替機関が取り扱うもの（以下この章において「振替社債」という。）についての権利（第七十三条に規定する利息の請求権を除く。）の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

一 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条において「短期社債」という。）

イ 各社債の金額が一億円を下回らないこと。

ロ 元本の償還について、社債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

二 当該社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する社債の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債

○電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）（電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十  
三年法律第五十九号）による改正後）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「高度通信施設」とは、電気通信業の用に供する施設であつて、電気通信の利便性を飛躍的に高めるための次に掲げる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなるものをいう。

- 一 移動する事物の瞬間的影像をデジタル信号により伝送する役務を提供することを可能とする電気通信設備
- 二 交換設備の制御を効率的に行うための電気通信設備であつて、制御のための新たな機能の追加が容易に行えるもの
- 三 異なる形式又は伝送速度を有する電気通信信号を統合して伝送交換することを可能とする電気通信設備
- 四 移動する事物の瞬間的影像をデジタル信号により送信する役務を提供することを可能とする電気通信設備であつて、学校、病院その他これらに類する施設として総務省令で定めるものにおいて行われる教育又は医療に関する業務に使用されるもの（一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内にいる者の通信の用に供するために設置するものを除く。）

2 ～ 7 省 略

(実施計画の認定)

第四条 施設整備事業を実施しようとする者（当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 ～ 3 省 略

(実施計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該認定に係る実施計画を変更しようとときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

2 ～ 3 省 略

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）（抄）

(過疎地域)

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十二条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（次号において「財政力指数」という。）で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものと合算したものとの三分の一の数値が〇・四二以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年人口で除して得た数値（以下「三十五年間人口減少率」という。）が〇・三以上であること。

ロ 三十五年間人口減少率が〇・二五以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二四以上であること。

ハ 三十五年間人口減少率が〇・二五以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一五以下であること。

二 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十五年人口で除して得た数値が〇・一九以上であること。

二 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成十八年度から平成二十年度までの各年度に係るものと合算したものとの三分の一の数値が〇・五六以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年人口から当該市町村人口に係る昭和五十五年人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年人口から当該市町村人口に係る平成十七年人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年人口で除して得た数値（以下「四十五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。

ロ 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二九以上であること。

ハ 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一四以下であること。

二 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十五年人口から当該市町村人口に係る平成十七年人口を控除して得た人口

を当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口で除して得た数値が〇・一七以上であること。

## 2 省 略

### ○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

#### （定義）

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 省 略

二 外国会社 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。

#### 三～三十四 省 略

### ○自然公園法（昭和三十二年法律第一百六十一号）（抄）

#### （特別地域）

第二十条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

#### 2～9 省 略

#### （特別保護地区）

第二十一条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

#### 2～8 省 略

#### （風景地保護協定の締結等）

第四十三条 環境大臣若しくは地方公共団体又は第四十九条第一項の規定により指定された公園管理団体で第五十条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護の

ため必要があると認めるときは、当該公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

- 一 風景地保護協定の目的となる土地の区域（以下「風景地保護協定区域」という。）
- 二 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項
- 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
- 四 風景地保護協定の有効期間
- 五 風景地保護協定に違反した場合の措置

## 2～5 省略

### ○特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抄）

#### （定義）

第二条 この法律において「外貿埠頭」とは、次に掲げる施設及びその附属施設の総体をいう。

- 一 外貿貨物定期船（本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて一定の日程表に従つて船舶を就航させ、主として貨物の運送を行う事業の用に供される船舶をいう。次号において同じ。）を係留するための岸壁及びその前面の泊地
- 二 前号の岸壁に係留される外航貨物定期船に係る貨物の荷さばきを行うための固定的な施設
- 三 前二号の施設の機能を確保するために必要な護岸及び臨港交通施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第四号に掲げる臨港交通施設をいう。）
- 四 前三号の施設の敷地

## 2 省略

#### （特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）

第三条 國土交通大臣は、次の要件を備える法人の申請があつた場合において、東京港、横浜港、大阪港又は神戸港ごとに、その特定外貿埠頭の管理運営を行う者として指定することができる。

一 申請者が港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）がその発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有している株式会社であつて、外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理を行うことを目的とするものであること。

二 申請者が次の業務を実施することについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。

イ 外貿埠頭の施設のうち、前条第一項第一号に規定する岸壁及び同項第二号に規定する施設（以下「岸壁等」という。）を有償で貸し付けること。

ロ 外貿埠頭の建設を行うこと。

ハ イに掲げるもののほか、外貿埠頭の改良、維持、災害復旧その他の管理を行うこと。

三 申請者が前号イからハまでに掲げる業務（以下「外貿埠頭業務」という。）を実施することについて十分な経理的基礎を有すると認められる者であること。

四 申請者の取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下「役員」という。）のうちに、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがないこと。

五 申請者の役員のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者がないこと。

## 2 ～ 5 省 略

### ○海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）（抄）

#### 附 則

（外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に存する第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（以下「旧外貿法」という。）第二条第一項の規定により指定された法人（以下「指定法人」という。）については、第一条の規定による改正前の港湾法第五十五条第五項及び第六項並びに旧外貿法第二条第四項、第三条第四項及び第五項並びに第四条から第十八条までの規定は、次条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

#### 2 ～ 3 省 略

第四条 指定法人は、第二条の規定による改正後の特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（以下「新外貿法」という。）第三条第一項

の規定による指定に際し、当該指定に係る指定会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。この場合においては、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧外貿法第九条第一項の規定は、適用しない。

## 2～7 省 略

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）による改正後）（抄）

### （定義）

#### 第二条 省 略

#### 2～4 省 略

5 この法律において「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。

### （民間都市再生事業計画の認定基準等）

第二十一条 国土交通大臣は、前条第一項の認定（以下この節において「計画の認定」という。）の申請があつた場合において、当該申請に係る民間都市再生事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、計画の認定をすることができる。

- 一 当該都市再生事業が、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を緊急に推進する上で効果的であり、かつ、当該地域を含む都市の再生に著しく貢献するものであると認められること。
- 二 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が、地域整備方針に適合すること。
- 三 工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が、当該都市再生事業を迅速かつ確実に遂行するために適切なものであること。
- 四 当該都市再生事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

#### 2～3 省 略

### （民間都市再生事業計画の変更）

第二十四条 認定事業者は、計画の認定を受けた民間都市再生事業計画（以下「認定計画」という。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

## 2 省 略

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（地方税法等の一部を改正する法律案による改正後）（抄）

附 則

（譲渡割に係る充当等の特例）

第九条の十 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十七条の規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金等については適用しない。ただし、附則第九条の四の規定により併せて更正され若しくは決定され又は附則第九条の五の規定により併せて申告された譲渡割及び消費税に係る還付金をその額の計算の基礎とされた課税期間（第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。次条第二項において同じ。）の譲渡割及び消費税で納付すべきこととなつてあるものに充当する場合は、この限りでない。

一 附則第九条の四の規定により併せて更正され若しくは決定され若しくは附則第九条の五の規定により併せて申告され又は附則第九条の六の規定により併せて納付された譲渡割及び消費税に係る還付金等の還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつてゐる国税がある場合における当該還付金等

二 国税に係る還付金等（前号に該当するものを除く。）の還付を受けるべき者につき附則第九条の四又は第九条の五の規定により併せて賦課され又は申告された譲渡割及び消費税で納付すべきこととなつてゐるもの（次項及び第三項において「未納譲渡割等」という。）がある場合における当該還付金等

2 前項第一号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき国税局長又は税務署長に対し、当該還付金等（未納譲渡割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税に係る金額に相当する額を限度とする。）により未納譲渡割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税を納付することを委託したものとみなす。

3 第一項第二号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき国税局長又は税務署長に対し、当該還付金等（未納譲渡割等に係る金額に相当する額を限度とする。）により未納譲渡割等を納付することを委託したものとみなす。

4 前二項の規定が適用される場合には、これらの規定の委託をするのに適したこととなつた時として政令で定める時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があつたものとみなす。

5 第二項又は第三項の規定が適用される場合には、これらの規定による納付をした国税局長又は税務署長は、遅滞なく、その旨をこれららの規定により委託したものとみなされた者に通知しなければならない。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）

（移行の登記）

第一百六条 特例民法法人が第四十四条の認定を受けたときは、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、当該特例民法法人については解散の登記をし、名称の変更後の公益法人（公益法人認定法第二条第三号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）については設立の登記をしなければならない。この場合においては、一般社団・財団法人法第三百三条の規定は、適用しない。

2 省 略

（認定に関する規定の準用）

第一百二十一条 第百六条の規定は、第四十五条の認可を受けた場合の登記について準用する。この場合において、第一百六条第一項中「公益法人（公益法人認定法第二条第三号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは、「一般社団法人又は一般財団法人」と読み替えるものとする。

2・3 省 略